

千葉市地方卸売市場用地貸付選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 千葉市地方卸売市場（以下「市場」という。）に隣接する、普通財産である関連用地の貸付に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 用地の貸付は、別に定める募集要項により行うものとする。

2 公表は、市場掲示板に掲示し募集する。

(用地貸付審査委員会の設置)

第3条 用地の貸付に関し、必要事項について調査、審議するため、用地貸付選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会において次の事項について審査する。

- (1) 資格審査に関すること。
- (2) 形式審査に関すること。
- (3) 書類審査、プレゼンテーション審査に関すること。
- (4) その他、関連用地貸付に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員4人で組織する。

2 委員長は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長は、経済部長の職にあるものをもって充てる。
- (2) 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

3 委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管財課長
- (2) 経済企画課長
- (3) 農政課長
- (4) 地方卸売市場長

4 事務局は、市場に置く。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(貸付相手の選定)

第6条 委員会は、申請書及び提案書等を審査し、第1順位から第3順位までの法人等を選定する。

2 応募者が1者である場合も委員会において審査を行う。

(貸付料の算定)

第7条 貸付料の額(以下「貸付料」という。)は、不動産鑑定士による鑑定評価額を基準として、千葉市が定めるものとする。

(貸付料の納付方法)

第8条 貸付料の納付は、千葉市地方卸売市場業務条例(令和2年千葉市条例第15号)第66条に規定する使用料の納付の例による。

附 則

この要綱は、平成20年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。